

電子保証の導入について

令和 8 年 8 月 3 日から、建設工事及び建設コンサルタント等業務委託（以下「建設工事等」）における履行保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取り扱いを開始します。

なお、保証の電子化については当面の間、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び北海道建設業信用保証株式会社）によるもののみとし、金融機関や損害保険会社等の保証は従来どおり書面による提出とします。

※ 電子保証の申し込み方法等については、保証事業会社にお問い合わせください。

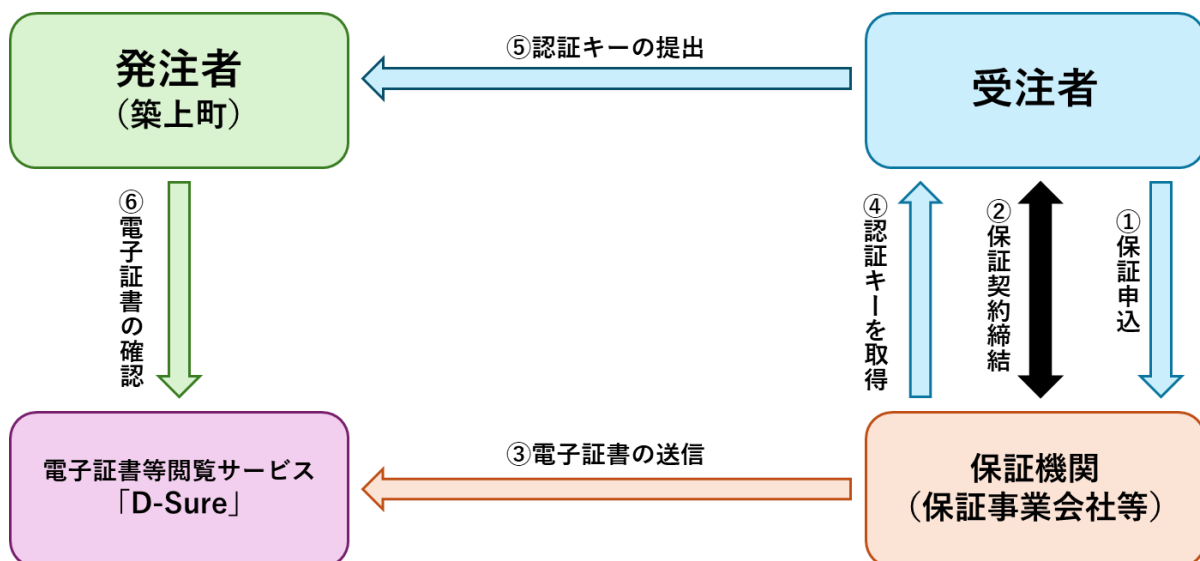
●電子保証の取り扱いが可能な契約

契約保証：令和 8 年 8 月 3 日以降に締結する建設工事等の契約から可能です。

前払保証：令和 8 年 8 月 3 日以降に、受注者が前払金（中間前払金含む）の支払い請求するものから可能です。

※ 電子保証の運用開始後も、これまでどおり紙による保証証書の提出も可能です。

●電子保証の流れ



- ① 保証事業会社へ電子保証による保証の申し込みを行ってください。
- ② 受注者と保証事業会社は、電子保証による保証契約を締結します。
- ③ 保証事業会社は、D-Sure（発注者用保証確認サービス）に保証内容を送信します。
- ④ 保証事業会社から認証キーを取得してください。
- ⑤ 『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』（PDF 形式）を築上町企画財政課管財係に提出してください（電子メール可）。

送信先メールアドレス：keiyaku@town.chikujo.lg.jp

※1 メール の 件名 は「【電子保証】受注者名称」としてください。例：【電子保証】〇〇建設（株）

※2 メール本文中には「①工事（業務）名称、②担当者氏名、③連絡先」を必ず記載してください。

- ⑥ 築上町は提出された認証キーをもとに D-Sure にアクセスし、電子保証の内容を確認します。